

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言（概要）

令和2年9月
学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等

- ・近年、障害や性別、国籍、経済上の理由などに関わらずインクルーシブな社会環境を整備していくことが求められている。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向。
- ・公立小中学校等の9割以上が災害時の避難所に指定。
- ・令和2年5月、改正バリアフリー法が公布され、特別特定建築物に公立小中学校等を追加するための規定が整備された。

2. 学校施設のバリアフリー化の状況等

- ・避難所に指定され、要配慮者の利用が想定される公立学校施設におけるスロープ等の設置は約6割、多目的トイレの設置は約4割（平成31年4月時点、屋内運動場の割合）。

3. 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方

- ・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、学びの基盤となる環境整備を力強く推進する。
- ・学校を取り巻く様々な社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進する。
- ・今後、学校施設におけるバリアフリー化の目指すべき理想的な姿や、標準的に備えるべき姿を議論するとともに、バリアフリー化の整備目標の検討を進める。

4. 学校施設のバリアフリー化を一層加速していくための方策（緊急提言）

（1）国における方策

①バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表

- ・実態を把握した上で、国としての整備目標を設定。進捗状況を定期的にフォローアップ

②学校施設のバリアフリー化に対する支援策の充実

- ・既存の学校施設に係る支援策の充実（補助率の嵩上げなど）
- ・エレベーターの整備に係る建築単価を現場の実情を踏まえ改定
- ・適切な維持管理が行えるよう必要な地方財政措置を実施

③学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援

- ・研修会やセミナーの開催等を通じた普及啓発や相談窓口の設置
- ・技術職員が不在の教育委員会も円滑な取組が行えるよう国土交通省と協力体制を構築

④学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・国土交通省と連携し、学校施設にアプローチする通学路等も含めてバリアフリー化を推進

⑤学校における心のバリアフリー化の推進

- ・地方公共団体へ好事例の普及啓発を実施

（2）学校設置者等における推進方策

- ・学校施設のバリアフリー化の実態についての的確に把握した上で、整備目標を設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画を策定し、既存施設も含め整備を計画的に実施
- ・都道府県は域内の学校施設のバリアフリー化が加速するよう支援